平成２５年（フ）第３３３号
埼玉県春日部市備後東６丁目11番14号　カサブランカ110号
債務者　加藤　邦彦
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３４４号
埼玉県越谷市蒲生茜町17番地18　サンフォーレ越谷南505号
債務者　神　　静子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３５４号
埼玉県春日部市粕壁４丁目２番26号　春和荘102
債務者　薄葉　智春
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第６５３号
千葉県市原市八幡102番地５　八幡ハイツ１Ｆ006
債務者　福嶋佳奈子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６５５号
千葉市花見川区朝日ケ丘１丁目10番１号ビューバレー朝日ケ丘103号
債務者　高木　美香
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６６６号
千葉県船橋市三山８丁目27番11号
債務者　蓑和　啓子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６８７号
千葉県浦安市猫実１丁目20番５―202号　レジデンス泉Ｂ
債務者　仲波加代子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７０１号
千葉県市川市原木２丁目３番28号
債務者　松草　　弓
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７０６号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番30棟106号
債務者　伊藤　裕子（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７１０号
千葉県市原市君塚４丁目６番地３　シティニューグリーンＡ棟102
債務者　三木みゆき
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７３２号
千葉県習志野市屋敷１丁目３番10号
債務者　葛城　洋子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７４９号
千葉市美浜区高洲３丁目１番３棟306号
債務者　島本　和子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１３５８号
名古屋市天白区元植田２丁目701番地ヴューヒルズ植田１Ｃ号
債務者　清水　宏之
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８３号
岡山県倉敷市藤戸町天城330番地11
債務者　渡邊　宗治
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１９９号
高知県香美市土佐山田町楠目876番地１
債務者　中山　智義
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２３４号
高知市稲荷町２番13号　島内マンション２階東
債務者　竹内　有香
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２３６号
高知市種崎252番地２
債務者　中川　富枝
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
高知地方裁判所破産係